

瀬戸市地域産業振興会議の中小企業支援施策

「職場環境づくり応援事業補助金」のご案内

市内中小企業者が多様な従業員の働きやすい環境づくりに要する経費を補助することで事業の生産性向上や雇用定着・確保の促進を応援します。

◆対象事業等

(1) 労働衛生整備事業	(2) 業務改善 IT ツール導入支援事業	(3) テレワーク導入促進事業
事業の用に供している市内の建物において、以下に定める職場の労働衛生を整備する設備の新設又は増設に係る費用の一部を補助します。 ＜対象事業＞ 従業員専用のトイレ、休憩室・休養所、更衣室、シャワー室	情報管理及びコミュニケーションの向上が図られる業務改善 IT ツールを導入する費用の一部を補助します。  ＜対象事業＞ 政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたツールの導入	働き方改革のためにテレワークを導入する費用の一部を補助します。 <b>※テレワークに対応した就業規則を新たに定める又は既に定めている必要があります。</b> ＜対象事業＞ パソコンやタブレット端末、付属機器、システム導入費、委託料等
補助上限 30 万円	補助上限 10 万円	補助上限 20 万円
補助率 2 分の 1	補助率 10 分の 10	補助率 2 分の 1
(1)～(3)の事業を組み合わせでご活用頂けます。ただし、 <b>補助上限の総額は 50 万円まで</b> 産業支援センターせとが実施する <b>職場環境づくり伴走支援*</b> を受ける必要があります。		

※職場環境づくり伴走支援（無料）とは

産業支援センターせとのコーディネーターが市内事業所を訪問し、職場環境づくり事業計画書の作成を支援し、補助金申請から事業完了までをサポートします。（最大 3 回訪問）**相談は予約制**です。下記お問い合わせ先に「職場環境づくりコーディネーターの派遣をお願いしたい」とお伝えください。

◆補助対象事業者

下記のすべてを満たす中小企業者（中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条に規定する中小企業者をいう。ただし、商工会及び商工会議所における小規模事業者の支援に関する法律（平成 5 年法律第 51 号）に規定する小規模事業者を除く。）が補助対象事業者となり得ます。

- ① 市内に事業所を有し、かつ市内で事業を営んでいる中小企業者
- ② 交付申請時点において 6 か月以上継続して雇用している期間の定めのない常時雇用する労働者（代表者と同居する者を除く）が 2 名以上いること。※正社員に限ります。
- ③ 補助対象者及びその代表者は、納期の到来した市税を完納していること。
- ④ 瀬戸市暴力団排除条例（平成 23 年瀬戸市条例第 12 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団若しくは同条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団等」という。）でないこと。
- ⑤ 暴力団等と密接な関係を有するものでないこと。

**※下記に該当する小規模事業者は対象外です※**

業種	常時使用する従業員数
① 製造業、建設業、運輸業、その他の業種（②を除く）	20 人以下
② 卸売業・サービス業・小売業	5 人以下

お問い合わせ・申請窓口

瀬戸市地域産業振興会議(事務局：瀬戸市地域振興部産業政策課)

[0561-88-2651](tel:0561-88-2651) / [isc-seto@city.seto.lg.jp](mailto:isc-seto@city.seto.lg.jp)

◆補助金交付に係る手続きの流れ◆

